

金融庁告示第十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、平成十七年十二月五日金融庁告示第七十八号（銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件の一部を改正する件による改正後の銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件の一部を改正する件に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社を定める件）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

金融庁長官 五味 廣文

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた
めの基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第三項及び第二十二條第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社は、次の各号に掲げる銀行持株会社とする。

- 一 株式会社みずほフィナンシャルグループ
- 二 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
- 三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 四 株式会社りそなホールディングス
- 五 三井トラスト・ホールディングス株式会社

附 則

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、内部格付手法採用行（連結自己資本比率告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。）又は先進的計測手法採用行（連結自己資本比率告示第一条第十三号に規定する先進的計測手法採用行をいう。）になるうとする銀行持株会社が、連結自己資本比率告示附則第四条第一項（連結自己資本比率告示附則第四条第三項において準用する場合を含む。）又は連結自己資本比率告示附則第八条第一項において準用する連結自己資本比率告示附則第四条第一項の規定に基づき、同日前において連結自己資本比率を予備的に計算する場合には、同日前においてもこの告示を適用する。